



ご存じですか？自転車保険の加入義務！

自転車利用中でも歩行者や他の自転車との事故で相手に大きなけがを負わせる危険があります。埼玉県では自転車事故による被害者の救済を確保するため、条例(※1)により自転車保険への加入が義務(※2)となっています。

(※1 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例 ※2 平成30年4月1日施行)

ご自身の自転車保険の加入状況を確認！

➡ はい ➡ わからない ➡ いいえ

自転車を利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険(自転車損害保険等)に加入していますか。
※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。

自動車保険、傷害保険、火災保険のいずれかに加入していますか。

共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のPTA保険等)のいずれかに加入していますか。

自転車損害保険等に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか。
※特約の名称は、日常生活賠償特約など、保険会社によって異なります。

すでに自転車保険に加入しています。

保険証券をご用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。
※相当する補償がない場合には加入が必要です。

自転車保険への加入が必要です。

自転車保険の加入や補償内容については
損害保険会社、保険代理店におたずねください



「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に関するお問い合わせ先

➡埼玉県 県民生活部 防犯・交通安全課 048-830-2960

交差点では速度を落とし左右の安全確認を！！